

『児童発達支援自己点検及び評価シート』

作成日：平成30年5月1日

事業所名：ぴーすの児童デイびころ

		現在の取組内容・今後の改善目標（内容）
1 環境・ 体制 整備	①支援内容にあった指導訓練室・相談スペース等の確保	法令に遵守したスペースを確保しています。 指導訓練室は1ルームですが、利用児の状態に合わせ[お気に入りのスペース]が確保できるよう工夫しています。身体を動かす活動として散歩や公園遊びを多く取り入れています。相談室は必要に応じ『法人所有の相談室』を活用しています。
	②職員の専門性・配置数 あい・さかいサポートリーダーの配置の有無	法令で必要とされる人員数より1名以上多く（3名以上の）指導員を配置しています。また合わせて、保育士・児童指導員等の有資格者を、常に2名以上のいる人員配置となっています。 H28年度に実施した『利用者アンケート』では「どんな指導員がいるのか、わからない」という回答が目立ったため、H29年度は法人が発行している『利用者ニュース』で、スタッフの自己紹介を掲載しました。今後もこの取組みは継続する予定です。 今回の自己評価のため実施した『利用者アンケート』では、指導員について（特に専門性・態度）は「満足度95%」という高い評価をいただきました。今後も期待を裏切らないよう精進します。 ----- あい・さかいサポートリーダー1名を配置しています。（該当スタッフはH30年度より、児童発達支援管理責任者として配置しています）
	③送迎体制・添乗員の確保	保護者の意向を合わせ、送迎を希望される方には、ご自宅または利用児の生活スタイルに合わせた送迎場所を設定しています。 事前にルートを設定し、保護者等へ時間をお知らせします。安全を最優先に考えた上で、利用児の乗車時間が長くならないよう、ルートなどを工夫しています。
	④合理的配慮の視点に基づく環境整備	1ルームなので、プログラム内容や障害特性に合わせ、机や椅子など必要な時に出し入れしています。合理的配慮としては、個々の状態・スキルに合わせたコミュニケーション支援ツールや、クールダウンが必要な子のためのスペースを用意します。
	⑤職員の健康診断の実施	毎年11月に、全職員が健康診断を受けています。 結果に合わせ、健診後の状態確認を行っています。

2 業務改善	<p>①アンケート等による利用 児・保護者のニーズの把握 とフィードバック</p>	<p>平成 30 年 1 月にアンケートを配布、2 月に集計をしました。利用者評価は満足度 93%と高い評価をいただきました。</p> <p>この結果を受けて、平成 30 年 3 月にさらに質を向上させるための職員による分析・話し合いを行いました。</p> <p>年度が変わってからは、新スタッフでの「自己評価の共有・引き継ぎ」を行い、5月の『利用者ニュース』で中間報告を行います。自己評価結果の公表は、法人ブログを通じて、H29 年 5 月末に行います。</p>
	<p>②職員の支援技術の向上・ 虐待防止等の研修 (障害児通所支援事業者育 成事業利用の有無)</p>	<p>法人職員全員が受講する研修を年 2 回実施し、虐待防止・安全対策・個人情報保護等の研修を行っています。</p> <p>それを含め、指導員は全員、年 4～6 回の研修を受講しています。研修は法人が「その人に必要なスキル・資格」に合わせ、内部研修・外部研修を組み合わせて指定しています。</p> <p>----</p> <p>当事業所を運営する法人は、障害児通所支援事業者育成事業の実施を受託しました。今後は堺市担当課と相談をしながら、他の(同事業)受託法人とともに、質の向上につとめてまいります。</p>
3 適切な支援の提供	<p>①児童発達支援管理責任者 による児童発達支援計画の 作成(アセスメント・利用 児及び保護者の意向確認・ 計画案の作成・会議開催・ 計画の保護者への説明及び 交付)</p>	<p>支援計画は、契約開始時に保護者からの聞き取りを行い、開始当初の計画を作成しています。支援計画の項目は、概ね 1～2 歳児は基本的な生活習慣(排泄、食事、着脱)、4～5 歳児はあそび(全身活動・操作活動)や社会性(言葉・対人)をメインにしています。</p> <p>土曜はプログラムテーマに則って、目標とすることを個別に設定して計画を作成します。</p> <p>作成した支援計画は保護者に説明をして了解をいただきます。確定した計画書は交付をしています。</p> <p>今回の利用者評価では、支援計画全体に関する満足度 94%と高い評価をいただきました。今後も期待に応えられるよう精進します。</p>
	<p>②モニタリングの実施、計 画の見直し</p>	<p>児童発達支援の利用児は成長の変化が著しいので、特に平日の利用児については 3 カ月に一度をメドにモニタリングを、土曜の利用児には 6 カ月未満でモニタリングを行っています。</p> <p>モニタリングでは、管理責任者だけでなく関わるスタッフも参加して、「評価時期の様子」や「目標の達成度」の確認と「今後の手立て」などを検討・決定します。</p> <p>平日のモニタリングは、一年間を通しその変化がわかるように記載しています。</p> <p>土曜のモニタリングは、次の 4 つで評価しています。</p> <p>① 目標に近づいている →計画継続</p> <p>② 目標を達成した →新しいニーズに合わせ、計画作成</p>

		<p>③ うまく実践できていない →アセスメントのやりなおし</p> <p>④ 違う問題が出てきた →問題の分析・支援方法の検討</p>
	③個別の課題に対応した活動内容・プログラム	<p>プログラムの『基本の内容』は全員共通で設定しており、その実施に伴い必要な『個別の支援』を行っています。</p> <p>基本プログラムを実践するにあたり、一人ひとりの好みや意欲を大切に具体的準備を行い、また個々の特性や能力に合わせた支援グッズを用意するなどの工夫を行っています。</p> <p>特に基本的生活動作については、定時排泄、マンツーマンによる食事介助など、個別に合わせた方法で対応をしています。</p>
	④ミーティング等の実施	<p>日々、開始前の「当日のスタッフ全員による打合せ」、終了後の「常勤職員による振り返り」を行っています。</p> <p>月に一回の担当スタッフ全員参加の会議を実施しています。</p> <p>また困難な対応などについて、あい・すてーしょん施設支援を利用し、外部よりスーパーバイズを受けて問題の分析や支援方法の検討を行うなど、工夫をしています。</p>
	⑤支援内容の記録	<p>日々『連絡シート』を使い、保護者へ報告します。</p> <p>また、その内容を含めた「一人ひとりの様子、行った活動」などを毎日データ入力して管理します。ヒヤリハットもできるだけ多く記録するように心がけます。</p>
4 関 係 機 関 と の 連 携	①サービス担当者会議への参加（障害児相談支援事業所との連携）	<p>相談支援事業所から依頼の担当者会議には、必ず参加しています。</p> <p>参加は、管理責任者や当該児を最もよく知るスタッフが『ケース記録』を持参し、参加しています。</p> <p>保護者より受けた相談内容が「相談支援事業所に関係する内容」である時は、保護者の了解の元、相談支援事業所につなぐように心がけています。</p>
	②認定こども園・幼稚園・保育園、保健センター等との連携	<p>平日の利用児がこども園等と並行して通所する際は、利用開始当初から園との連携を丁寧に行い、常に支援の共有ができるよう工夫しています。必要に応じ、保健センター担当保健師とも連絡をとりあって家庭支援にも協力をしています。</p>
	③他の児童発達支援事業所、児童発達支援センター、障害福祉サービス事業所等との連携	<p>サービス担当者会議などで情報共有できている事業所とは、必要に応じ連絡をとり、互いに情報提供や収集ができるよう協力しあっています。</p>

	<p>④（特に医療的ケアを必要とする利用児について）主治医や協力医療機関等との連携・連絡体制</p>	<p>当事業所の対象とする障害の種類に、医療的ケア児は含まれておりません。</p>
	<p>⑤就学する際の移行支援（学校との引継ぎ・情報共有等）</p>	<p>平日の利用児については、支援計画（モニタリング含む）を一年単位で作成し、成長の変化がわかる様式にしています。 年度末にそれを完成させ、就学だけでなく就園についても、新しいステージの先生へお渡しいただけるよう、保護者に交付しています。また保護者から依頼がある場合は、就学先等とのケースカンファレンスに参加します。</p>
	<p>⑥「あい・ふあいる」の活用</p>	<p>法人内の別事業が『あい・ふあいる活用セミナー』を年間通じて開催しています。平成 29 年度は、そのセミナーを積極的に利用し、『あい・ふあいる』の活用を当事業所でも進めることとしました。具体的には、指導員と保護者がいっしょにセミナー受講しました。この取組は今後も継続する予定です。</p>
<p>5 保 護 者 へ の 説 明 責 任 等</p>	<p>①運営規定、支援内容、利用者負担の説明</p>	<p>契約時に、重要事項説明書を用い、「事業所の方針、支援の内容、個人情報取り扱い」などをはじめ、「利用者負担」「送迎」のこと、保護者への日々の報告をする『連絡シート』のことなどを説明します。運営規程が変更になった場合は、その内容を重要事項説明書に反映し、説明をします。</p>
	<p>②保護者からの相談への適切な対応、必要な助言</p>	<p>保護者が気軽に相談できるよう『連絡シート、電話、メール、送迎時の会話』などで、常に聞き取る体制をとっています。平成 29 年度からはスマホの活用を開始し、ラインを開始しました。 相談人員は当該事業所内にとどまらず、相談内容によっては法人内の別事業につなぐなどで、保護者の悩みが解消するよう、対応しています。</p>
	<p>③会報の発行等による活動内容や行事予定等の定期的な発信</p>	<p>月に1回、法人発行の『ぴーすの児童デイ 利用者プリント』を発行しています。また平日の利用者には、翌月の活動予定や普段の様子を紹介した『にこにこ通信』も月一回発行しています。土曜日については、活動のようすを保護者の承認を得た上で法人の Facebook にアップしています。</p>

	<p>④日々の支援内容、利用児の様子、おやつ等の保護者への報告</p>	<p>保護者への日々の連絡・報告は『連絡シート』を使って行っています。『連絡シート』には「本日の様子、スケジュール、おやつ（昼食）の内容」を報告する様式になっています。また保護者からの「体調・持ち物・伝えたいこと」を記入する欄もあります。</p> <p>また面談時には、スマホで撮影した写真などをご覧いただき、Facebook にアップされた写真を希望する方には、ラインにて画像をお送りします。</p>
	<p>⑤おやつ代等実費徴収している費用にかかる領収書の発行、精算報告</p>	<p>毎月 20 日に『前月分の請求書』を発行し、明細書とともに保護者へお渡ししています。同時に、徴収や入金を確認済の『領収書』や『代理受領のお知らせ』もお渡ししています。</p>
	<p>⑥身体拘束を行う場合の決定手順、利用児・保護者への説明、計画への記載</p>	<p>「身体拘束の原則禁止」の方針を全職員に周知するとともに、やむを得ず行うことが認められる場合の「基本：緊急性、切迫性、非代替性、一時性」の確認や「対応、保護者説明等の手続き」を全職員研修にて説明しています。</p> <p>また、身体拘束には何より「予防」が重要であると考え、保護者とともに適切な予防策（本人の自己統制力を伸ばす支援含む）を話し合い、支援計画に活かしています。</p>
<p>6 非常時の対応</p>	<p>①緊急時対応マニュアル、感染症マニュアル、事故対応マニュアルの整備と職員への周知</p>	<p>安全に関する各種マニュアルを策定し、毎年、職員全員が内容の確認を行っています。ピークでは緊急時に全事業で『同じ対応』ができるよう『連絡・指示などの独自の仕組み』を作っています。その基本姿勢は「子どものいる現場は、子どもの安全確保を優先」「現状把握・連絡・指示などは事務所で一括管理～必要に応じヘルプを送り込む」というもの。それを従業者に周知するため、年一回職員全員参加の研修を行っています。</p> <p>今回の利用者評価では「緊急時の対応を保護者に周知している」について、50%以上の方が不満足でした。これを平成 30 年度の課題として、保護者にもわかりやすくなるよう工夫を検討してまいります。</p>
	<p>②非常災害の計画策定、避難・救出・その他必要な訓練の実施</p>	<p>非常災害発生時の避難について、年 2 回の避難訓練を行っています。訓練は都度「発生状況」を具体的に仮定し、避難計画を作成した上で、利用児といっしょに行っています。</p> <p>上記「緊急時の対応」と同様に、災害についても利用者評価は「わからない」と答えた方が 50%おられました。平成 30 年度の課題として、保護者にもわかりやすくなるよう工夫を検討してまいります。</p>

	<p>③ヒヤリハット、事故の事案を収集し再発防止等について事業所内において共有</p>	<p>職員は全員「小さなこともヒヤリハット報告をあげる」ことを意識し、日々の記録にあげています。その内容はすべて事業所内職員・管理責任者で日常的に振り返り、原因を分析して日々の支援に活かしています。事故についても上と同様の流れで、日常的な振り返り・原因の分析を行っており、速やかに再発防止策を決めて法人統括者の元に報告がされています。</p> <p>ヒヤリハットも事故も、月に一回の担当スタッフ全員参加の会議にて情報共有しています。</p>
<p>7 その 他</p>	<p>① 地域との交流</p>	<p>地域等の交流として、実際の町の中を「移動」して散歩や公園遊びなどを行っています。その活動の中で様々な地域の方たちと自然に交流をし、利用児のマナーやルールの獲得につないでいます。</p> <p>また保護者交流として、当法人の別事業で行う保護者セミナー等の情報をお知らせして、幅広い方たちとの交流につないでいます。</p> <p>今回の利用者評価では『地域交流・保護者交流』について、満足度が50%を下回りました。特に『保護者交流』は6割の方が不満を感じておられることがわかりました。これを平成30年度の課題とし、交流の場を設定するよう検討をします。</p>